

消費者教育推進会議令要綱

第一 組織

一 消費者教育推進会議（以下「会議」という。）は、委員二十人以内で組織すること。（第一条第一項関係）

二 会議に、専門委員を置くことができること。（第一条第二項関係）

第二 専門委員の任命

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。（第

二条関係）

第三 委員の任期等

一 委員の任期は、二年とすること。（第三条第一項関係）

二 委員及び専門委員は、非常勤とすること。（第三条第四項関係）

第四 会長

一 会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること。（第四条第一項関係）

二 会長の事務、職務代理について定めるものとする。 (第四条第二項及び第三項関係)

第五 幹事

会議に、幹事を置くこと。 (第五条第一項関係)

第六 議事

会議の定足数、議決方法について定めること。 (第六条第一項及び第二項関係)

第七 資料の提出等の要求

会議は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。 (第七条関係)

第八 庶務

会議の庶務は、消費者庁消費生活情報課において処理すること。 (第八条関係)

第九 会議の運営

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めること。 (第九条関係)

第十 施行期日

この政令は、消費者教育の推進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月十三日）から施行すること。（附則関係）